

福祉の窓

福祉サービス等のご案内

児童扶養手当の制度が 変わりました！

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、平成22年8月1日から児童扶養手当の支給対象が、父子家庭の方へも拡大されました。

受給資格

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童（心身障がい児は20歳未満）を育てている母、父または養育者（所得制限あり）です。

- ① 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 心身に重い障がいのある父または母をもつ児童（父または母に支給される障害年金等の加算対象になっていない場合に限る）
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童

⑤ 父または母に1年以上遺棄されている児童

⑥ 父または母が1年以上拘禁されている児童 など

ただし、手当を申請する母または父が次のような状態にあるときなどは、手当を受けることができません。

⑦ 日本国内に住所を有しないとき

① 老齢福祉年金以外の公的年金の給付を受けることができる（公的年金の給付とは、遺族年金、老齢年金、障害年金など）

② 母または父が事実婚（内縁関係等）の状態にあるとき

父子家庭の方の申請期間の特例

平成22年8月1日時点で既に父子家庭の支給要件に該当している場合は、平成22年11月30日までに申請すればさかのぼって8月からの認定となります。その期間を過ぎると通常の取り扱いとなり、申請日の翌月からの認定となります。

※ 手当を受けるには申請が必要で、申請は左記窓口で受け付けています。

制度の内容や申請に必要な書類など詳しくは、ホームページをご覧ください。左記までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ・申請先：

子育て支援課 子ども家庭係

☎(55)5094

または各支所地域振興課

子ども手当の申請手続きは お済みですか？

今年度中に中学2年生および3年生のお子さんがいる場合や所得制限等により昨年度児童手当を受けていない場合など「子ども手当」の新規対象となる場合は認定請求（または額改定請求）の手続きが必要となります。（※公務員の場合、所属庁からの支給となりますので各職場で手続きをしてください。）

平成22年4月1日現在で子ども手当の対象となっている場合は、平成22年9月30日までに申請すれば、4月にさかのぼって手当を支給します。

9月30日を過ぎて申請した

場合はさかのぼっての支給はできませんので、ご注意ください。

4月以降の出生や転入等による認定請求の場合、請求があった翌月からの支給となります。

◎ 問い合わせ・申請先：

子育て支援課 子ども家庭係

☎(55)5094

または各支所地域振興課

肢体不自由者来所相談会

補装具（義肢、装具、車いす等）の購入・修理、医療、その他更生に関する相談会が次の日程により開催されます。

開催日

9月10日（金）・24日（金）

受付時間

午後1時～3時

会場

県障がい者総合福祉センター（県庁東分庁舎）

※ 身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料

無料

申込期限

開催日の7日前

申込方法

事前に電話等でお申し込みください。

◎ 問い合わせ・申し込み：福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

または各支所地域振興課

ありがとう
心静かに手を合わす。

豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、

祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備

社の中の斎場

ほうりん

ほうりん斎場 二本松市上竹2-286-1
ほうりん送迎ホール TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377
東和斎場 二本松市針道字鍛冶屋敷15-1
大山斎場 大玉村大山字玉貫19-7
福島平野斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960

